

おかげさまで 開業11周年 ありがとうございます

地引労務管理事務所

事務所便り 2019年4月号

4月になり、この事務所便りを作成しているときは桜が満開です。毎年の事ながら、新社会人が社会に出てきて、フレッシュな気分になる季節ですね。そして、新しい元号が「令和」と発表されましたね。元号が変わっても、何かが大きく変わるわけでも、今までが悪すぎたというわけでもないと思いますが、心機一転するには良い機会と思います。

すでにご案内の通り、残業時間の上限規制や有給休暇の付与義務が4月より施行となっています。少子高齢化が進み、外国人材が日本でも増えていきますので、今まで通りの労務管理では、ますます人材確保が難しくなっていくと思います。働き方改革の背景と目的をしっかりと踏まえての対応をしていかないと、事業の継続にも影響してくるのではないのでしょうか。時代は変わっていきますね。

4月のトピックス

- ・ 労基署への労働相談について
- ・ 在留カード番号の届出義務化について
- ・ 外国人労働者受け入れ拡大による政省令交付について

労基署への労働相談について

厚生労働省のまとめによりますと、2017年度に全国の労働基準監督署などに寄せられた労働相談の中で、「自己都合退職」に伴う相談が、10年前の2.5倍に増加していることがわかりました。人手不足の状況下で、会社からの慰留や理由の聞き取りが発生し、引き留めたい企業側と、退職希望者との間でトラブルが増加しているとみられています。

在留カード番号の届出義務化について

厚生労働省は、外国人を雇用した事業主が厚生労働省に提出する「外国人雇用状況の届出」に、在留カード番号の記載を義務付ける方針を固めました。4月からの外国人労働者受け入れ拡大に伴い不法就労を防ぐことが狙いで、2019年度中の運用改正を目指しています。

外国人労働者受け入れ拡大による政省令交付について

政府は、4月から新たな在留資格（特定技能）で働く外国人労働者の待遇や労働環境の基準を示した政省令を交付しました。原則として、報酬は預貯金口座に支払い、受入人数や給与の支払状況を定期的に地方出入国在留管理局に報告するよう企業に義務付けられます。その他、健康診断を義務付けたり、日本人と同等以上の報酬で外国人を雇用するよう求めたりしています。

